

議案第 1 1 号

調布市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 2 月 2 8 日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

自転車等を使用することを常例とする職員に係る通勤手当の額を改めるため、提案するものであります。

調布市条例第 号

調布市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

調布市職員の給与に関する条例（昭和30年調布市条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表第5を次のように改める。

別表第5（第9条関係）

自転車等の片道の使用距離の区分	通勤手当額
	円
5キロメートル未満	2,600
5キロメートル以上10キロメートル未満	3,000
10キロメートル以上15キロメートル未満	5,000
15キロメートル以上20キロメートル未満	7,000
20キロメートル以上25キロメートル未満	9,000
25キロメートル以上35キロメートル未満	11,000
35キロメートル以上45キロメートル未満	13,000
45キロメートル以上55キロメートル未満	14,000
55キロメートル以上	15,000

附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の調布市職員の給与に関する条例の規定は、令和2年4月以後の通勤手当について適用し、同月前の通勤手当については、なお従前の例による。